

令和8年度 佐々木喜善賞募集要項（案）

1 趣旨

日本のグリム・佐々木喜善の業績を記念し、『遠野物語』あるいは遠野にゆかりのある内容で、未発表のオリジナル作品（論文、小説、エッセイ、写真、映像、絵画、マンガ、他）を募集し、優秀作品を表彰する。

2 表彰

佐々木喜善賞3点（表彰盾と副賞10万円）

3 応募規定

- ・応募作品には以下の応募記載事項を明記した表紙を添付すること。
 - (1) 氏名（ふりがな）
 - (2) 郵便番号・住所
 - (3) 電話番号・メールアドレス
 - (4) 年齢・職業
 - (5) 作品分野（論文、文芸、アートのうちいずれか）
 - (6) 作品タイトル
 - (7) 文字数 ※論文、文芸の場合
- ・応募作品は郵送または持参すること。（映像作品はDVD-RもしくはUSBに収める）
- ・一人一作品の応募とする。ただし、写真やイラストなど一点で成立しにくい作品は、複数作品で構成した組作品を一作品として応募可。
- ・未発表作品に限る。
- ・文字数は論文20,000字（400字×50枚程度）以内、文芸40,000字（400字×100枚程度）以内とし、縦書きとする。
- ・アート作品は、縦・横・厚みの3辺合計サイズが250cm以内とすること。また、作品の解説、補足説明などがあれば添付すること。
- ・AI生成による作品は応募不可とする。
- ・過去に佐々木喜善賞を受賞された方は、審査受賞対象外とする。ただし、受賞時と別部門への応募は可。
- ・表紙およびアート部門応募用の添付様式については、遠野市教育文化振興財団のホームページからでも入手可。[\(https://www.tono-ecf.or.jp/\)](https://www.tono-ecf.or.jp/)

4 締め切り

令和8年6月15日（月）消印有効

5 選考

佐々木喜善賞選考委員会

6 その他

- ・応募作品は、原則として返却しない。授賞式より一年間保管をするが、返却を希望する場合は、応募者が返却費用を負担する。
- ・受賞作品の著作権は応募者に帰属するが、使用権については遠野市に帰属する。
- ・著作権、肖像権等が第三者に帰属する素材に関しては、権利者から事前の使用許諾・承認を得た上で応募すること。
- ・受賞は本人宛に通知するとともに、報道機関、ホームページなどを通じて公表する。
- ・表彰は令和8年度「遠野文化フォーラム」で行い、受賞作品は遠野文化研究センターの刊行物、またはホームページ等で紹介するとともに、遠野市主催のイベント等でも活用する場合がある。
- ・当応募により得た個人情報に関しては、「佐々木喜善賞」に関する業務以外では使用しない。

7 応募先

〒028-0524 岩手県遠野市新町1番10号

一般財団法人遠野市教育文化振興財団内 遠野文化研究センター
佐々木喜善賞係

8 問い合わせ

TEL :0198-62-6191